



「雑がみ（紙箱・紙袋・包装紙など）」のリサイクルで、可燃ごみの減量化にご協力ください！

ごみにしない！ 3R推進コーナー

【問合せ】廃棄物対策課 ☎782-0339

雑がみとは

「雑がみ」とはチラシ、紙袋、紙箱、封筒などで、新聞紙・ダンボール・紙パック・雑誌・シュレッド紙以外のリサイクルできる紙のことです。

雑がみを分別すると

雑がみは分別して「古紙類」として出すことで、新たな紙製品に生まれ変わります。また、可燃ごみの量が減り、指定ごみ袋の節約にもなります。

雑がみを分別してみましよう

いらなくなった紙を「雑がみ」として出せるもの、出せないものに分けてみましょう。

「雑がみ」として出せるもの

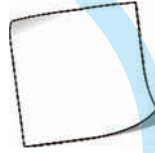
お菓子などの紙箱
(開いてください)



紙袋（紙以外の取っ手は
取り外す）



包装紙



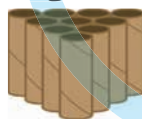
紙封筒
(セロハンは取り外す)



ティッシュ箱（取り出し
口のフィルムは取り外す）



トイレトペーパーや
ラップの芯



コピー用紙、メモ紙、
はがき



カレンダー
(金属部分は取り外す)



※エコプラント魚沼では、封筒のセロハンや箱のフィルムは、取り外さずにそのままでも出せます

出し方 紙袋に入れて縛るか、雑誌などにはさんで、次のいずれかの方法で出してください。



- ① 古紙類の収集日にごみステーションに出す
- ② 地域の廃品回収に出す
- ③ 市不燃ごみ処理施設（大和地域はエコプラント魚沼）へ持ち込む

「雑がみ」として出せないもの

においのついた紙
(洗剤や線香の箱など)



防水加工された紙
(紙コップなど)



アルミ加工されている紙
(酒パックなどの裏が銀
色のもの)



油や汚れのついた紙
(ケーキの箱、ティッシュなど)



粘着物のついた封筒
や圧着はがき



写真や写真プリント
用紙



感熱紙（レシート、フ
ァックス用紙など）



カーボン紙
(宅配便の伝票など)



次のものも古紙類として出せます。種類ごとにひもで縛るなどして出してください。

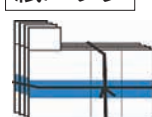
新聞紙



ダンボール



紙パック



シュレッド紙



「もえるごみ」（大和地域は「燃やせるごみ」）の収集日にごみステーションに出してください。